

クメール正月祝日の延期対応について

2020年4月9日

One Asia Lawyers カンボジア事務所

(JBL Mekong Co., Ltd / Mar & Associates)

日本法弁護士 村上 暢昭

同 吉田 重規

次週の4月13日から4月16日までの4日間、クメール正月による祝日とされていました。この祝日について、直前になり、新型コロナウイルス感染症の伝染を懸念し、適切な時期に延期するものとされました。

カンボジア法人各位におかれましては、至急、対応の検討・決定が必要となります。

1. クメール正月の祝日延期（4月8日付け閣僚評議会令50号、同日付け労働省通知12号）

(1) 閣僚評議会令50号

4月13日から4月16日までの4日間、クメール正月による祝日とされていました。この祝日について、適切な時期に延期するものとされました。

(2) 労働省通知12号

通知においては、目的として、新型コロナウイルスの伝染を防ぐ目的ということが記載されています。これは、クメール正月休暇を利用した帰省による、都市部から地方、または地方から都市部への感染の拡大を防ぐ趣旨と考えられます。

代替する休日数が本通知では明記されており、延期前の祝日が4日であったのに対し、5日とされています。

また、企業経営者と労働者の双方に対して、通常通り勤務することを要請しています。

2. クメール正月に休暇を取った者の扱い（4月9日付け労働省通知13号）

(1) 通知の概要

本通知は、概要、以下の条項から成っています。

1条 労働者は、クメール正月期間中は通常通り、事業所で働くものとする。



2条 期間中に労働者自ら休暇を取った場合、労働者は仕事に戻る前に14日間の衛生隔離措置（別の場所での滞在）とし、隔離期間中の賃金は支給されない。

3条 労働者が雇用主の許可を得てその間に休暇を取った場合、労働者は仕事に戻る前に14日間の衛生隔離措置とし、隔離期間中の賃金は支給される。

4条 雇用主は、クメール正月に休暇を取る労働者のリストを作成し、衛生隔離措置を講じるために監督官庁に提出しなければならない。

目的として、新型コロナウイルスの拡大を防ぐ目的であることは明らかですが、ここでは、単に休暇の取得と書かれており、帰省の有無などは条件となっていません。

2条について、自ら休暇を取るとは、3条との対比上、無断欠勤を意味すると考えられます。

衛生隔離とは、労働省の非公式見解によると、労働者の自己隔離とのことで、収容などを想定しているものではないようですが、通知には明記されていません。

3. 対応の検討)

通知13号においては、上記1条から3条までは労働者に対して宛てられており、使用者に義務として課されているのは、4条の当局への労働者提出義務のみになります。

もっとも、使用者の承認を得て休日とした場合は、3条記載の通り、従業員に対し、隔離期間中を含め、有給での休日を与える必要があります。これは、明確ではないものの、当日を会社休日とする場合にも同様に該当すると考えられます。

また、明らかではないですが、通知12号・13号の趣旨から、年次有給休暇の行使についても、拒むことができると考えてよいと思われ（行使について一定の事前申請期間を定めている場合などは、それも理由となりえます）。

以上から、基本的には、①営業が可能な場合、通知に従い、クメール正月期間中を稼働日とすること。年次有給休暇の行使も認めないこと。

②もし期間中事業所を開けることが困難な場合、（指導13号1条の文言には適合するか疑問であるものの）在宅勤務とすること、または有給での自宅待機とすること、更に可能であれば連絡を取れる状態としておくこと*、などが適切と考えられます。

*3月23日付け労働省通知9号により、同月24日から26日までの間に、使用者に対し全従業員の電話番号を把握すること。そして、全従業員の情報に電話番号を付記し、労働省に提出するものとされています。当時から具体的な計画であったかは不明ですが、連動性が窺われます。

以 上

One Asia Lawyers」は、日本及びASEAN 各国+南アジアの法に関するアドバイスを、シームレスに、一つのワン・ファームとして、ワン・ストップで提供するために設立された日本で最初のASEAN+南アジア法務特化型の法律事務所です。

当事務所メンバーは、日本および ASEAN 各国+南アジアの法律実務に精通した専門家で構成されています。日本および ASEAN 各国+南アジアにオフィス・メンバーファームを構えることにより、日本を含めた各オフィスから ASEAN 各国+南アジアの法律を一括して提供できる体制を整えることに注力しております。本記事に関するご照会は以下までお願い致します。

nobuaki.murakami@oneasia.legal

shigeki.yoshida@oneasia.legal